

免許証の更新期限が 過ぎてしまいそうな方

更新期限の前に、運転免許センターや警察署等に申し出ていただくことで、更新期限後3か月間、運転及び更新が可能になります（※1）。

【対象者】

免許証の更新期限が令和2年3月13日～令和3年3月31日までの間である方（※2）

- ※1 延長後の更新期限までに、講習の受講や適性検査の受検を含む、**通常の更新手続を行っていただく必要**があります。
- ※2 既に更新期限を延長した方であっても、延長後の更新期限がこの期間中にある方については、再度延長を行うことができます。